

「火薬類取締法令の要点」(2021年版)の訂正  
 令和3年4月に施行された火薬類取締法施行規則の改正に伴う訂正箇所を示します。  
 アンダーライン部が訂正箇所(追加含む)です。

[7 ページ]

#### 1.4 火薬および火工品の換算

規則第1条の6 [略]

火薬及び火工品	爆薬1トンに換算される数量
火薬	2トン
実包又は空包	200万個
[略] ...	
コンクリート破砕器	10万個
導火管付き雷管	25万個
制御発破用コード	10km
その他の火工品	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

2 [略]

3 [略]

4 第1条の2第1号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの(以下「特定コンポジット推進薬」という。)及びこれを使用した火工品(爆薬を使用しないものに限る。)については、第1項にかかわらず、特定コンポジット推進薬(火工品にあつては、その原料をなす特定コンポジット推進薬)10トンを爆薬1トンに換算して第23条第1項から第3項まで(3級火薬庫の場合を除く。)及び第5項、第25条第6号、第25条の2第7号及び第9号、第26条第1項第4号並びに第31条第4号及び第5号を適用する(特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。)

[注] 特定コンポジット推進薬とは、規則第1条の2第1号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウムおよびポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないものをいう。

#### 1.5 特定硝安油剤爆薬等の特例(追加)

規則第1条の7 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの(以下「特定硝安油剤爆薬等」という。)及びこれを使用した火工品については、第23条第1項から第3項まで(3級火薬庫の場合を除く。)及び第5項、第25条第6号、第25条の2第7号及び第9号、第26条第1項第4号並びに第31条第4号及び第5号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等(火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等)1.2トンにつき爆薬1トンとして計算するものとする。

[注] 特定硝安油剤爆薬等とは、日本産業規格K4801(2006)に規定する硝安油剤爆薬または日本産業規格K4827(2004)に規定する含水爆薬をいう。

[46~48 ページ]

#### 4.1.1 貯蔵の区分

規則第19条 [略]

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
火薬 [以下略]	1級火薬庫
[略]	[略]
がん具煙火(第1条の5第1号へ(2)に掲げるものを除く。)その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの(以下次条において「がん具煙火等」という。)	がん具煙火貯蔵庫
導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫

2~4 [略]

[注] [1] 2級火薬庫で、貯蔵火薬類の区分欄中、「経済産業大臣が告示で定めるもの」とあるが、現在、告示で定められているものはない。

[2] 「その他煙火」は令和3年経済産業省告示第82号(令和3年4月5日)において、次のように定められた。

…規則第1条の5第1号イ(1)又はホ(1)若しくは(2)に該当するがん具として用いられる煙火の半製品であつて、火薬又は爆薬が填薬された筒(外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経て、がん具として用いられる煙火になるものに限る。)とする。

「火薬類取締法令の要点」(2021年版)の訂正  
 令和3年4月に施行された火薬類取締法施行規則の改正に伴う訂正箇所を示します。  
アンダーライン部が訂正箇所(追加含む)です。

[48 ページ]

4.1.2 最大貯蔵量

**規則第 20 条** 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。ただし、同表に掲げる火薬について、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は、同表に掲げる火薬として扱う。

2 [略]

3 [略]

4 第 1 項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第 1 項から前項までの規定を適用する。この場合において、第 1 項の表に掲げる火薬を使用した火工品であって、爆薬を使用したもの又は爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵するものは、当該火工品を第 1 項の表に掲げる火薬を使用したものとして扱うこととする。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を 5 トンをこえて貯蔵する場合には、3 トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

[1] 火薬庫の最大貯蔵量については表 1 のとおり改正された (規則第 1 条の 6、第 1 条の 7、規則第 20 条)

表 1：火薬庫の最大貯蔵量の改正内容

	(1)	(2)	(3)	(4)
火薬庫の種類	火薬 (特定コンポジット推進薬を除く。)	特定コンポジット推進薬 (※)	爆薬 (特定硝安油剤爆薬等を除く。)	特定硝安油剤爆薬等
一級火薬庫	80 トン	400 トン	40 トン	48 トン
二級火薬庫	20 トン	100 トン	10 トン	12 トン
三級火薬庫	50 キログラム	50 キログラム	25 キログラム	25 キログラム

※爆薬が含まれる場合、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。

[96~97 ページ]

9.2 無許可消費数量

**規則第 49 条** 法第 25 条第 1 項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

1 号 [略]

2 号 削除

3 号 射的練習の用に供するために当該練習者が、消費する場合には、1 日につき実包又は空包 400 個以下

4 号 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において 1 日につき直径 14cm 以下の球状の打揚煙火 75 個以下 (直径 6cm を超えるものの個数が 25 個以下であって、直径 10cm を超えるものの個数が 10 個以下である場合に限り。)、仕掛煙火に使用する炎管 200 個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物 (スモーククラッカーを除く。) であって火薬 1g 以下爆薬 (爆発音を出すためのものに限る。) 0.1g 以下の煙火 (マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。) 300 個以下、爆竹 (点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が 30 本以下のものに限る。) であってその 1 本が火薬 1g 以下爆薬 (爆発音を出すためのものに限る。) 0.1g 以下の煙火 300 個以下又は競技用紙雷管無制限

4 号の 2 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火 (打揚煙火を除く。以下この号において同じ。) を消費する場合には、同一の消費地において 1 日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬 50g 以下の煙火 85 個以下 (その原料をなす火薬又は爆薬 15g を超えるものの個数が 35 個以下であって、その原料をなす火薬又は爆薬 30g を超えるものの個数が 5 個以下である場合に限り。) 又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬 (爆発音を出すためのものに限る。) 0.1g 以下の煙火無制限

5 号~9 号 [略]